

広島県告示第九百九十八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十三条の規定によって、次のとおり指定介護療養型医療施設の指定の辞退があった。

平成十九年十月九日

広島県知事 藤田雄山

名称	所在地	辞退年月日
康成病院	東広島市黒瀬町楢原七五七	平成一九年八月三日